

# 八幡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月5日

八幡市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

八幡市においては、都市近郊・消費地という立地条件を活かした農業経営が展開されており、野菜、米、花き、茶等の多様な作物の生産やハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われています。また、近年では水田を利用した野菜づくりが盛んとなり九条ネギの生産量が大幅に増加している。

今後、農家の高齢化等により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、八幡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地台帳面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年7月)	743 ha	4.0 ha	0.5 %
3年後の目標 (平成32年7月)	737 ha	2.5 ha	0.3 %
目 標 (平成35年7月)	731 ha	1.0 ha	0.1 %

注1 管内の農地台帳面積につきましては、農地台帳で管理している農地面積としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員のチーム制により、管内を8区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定

による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果により、農業委員と推進委員の相談活動を基本に農地の利用関係の調整を行う。

## ② 農地中間管理機構との連携等について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けや農業経営基盤強化促進法（以下「強化法」という。）に基づく利用権の設定等による農地の貸借を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年7月)	553 ha	118.3 ha	21.4 %
3年後の目標 (平成32年7月)	547 ha	158.6 ha	29.0 %
目 標 (平成35年7月)	541 ha	194.8 ha	36.0 %

注1 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は36%を目標としている。

注2 管内の農地面積につきましては、現況耕作されている農地面積としている。

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成29年7月)	495 戸 (80 戸)	73 経営体	2 経営体	13 経営体	0 団体
3年後の目標 (平成32年7月)	485 戸 (80 戸)	75 経営体	2 経営体	11 経営体	0 団体
目 標 (平成35年7月)	475 戸 (80 戸)	77 経営体	2 経営体	9 経営体	0 団体

注1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2 「総農家数（うち、主業農家数）」の現状は、2015年農林業センサスの数値。

注3 基本構想到達者とは、八幡市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」内で定められている（主たる農業従事者1人あたり500万円）、年間労働時間（主たる従事者2,000時間）程度の水準を実現できるものを指す。

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ① 「京力農場プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「京力農場プラン」の作成と見直しに取り組む。

### ② 農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、基盤整備未実施の農地は区画・形状が悪く、受け手が少ないことから、農地中間管理機構による基盤整備事業の活用など、地域に応じた取り組みを推進する。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成29年7月）	0 人 （ 0 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （平成32年7月）	3 人 （ 0.9 ha）	1 法人 （ 0.3 ha）
目 標 （平成35年7月）	6 人 （ 1.8 ha）	2 法人 （ 0.6 ha）

注1 過去3年間の実績により、平成29年7月から平成35年7月までの6年間で8経営体の新規参入を目標とする。

注2 目標は累積の数値である。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

八幡市、農業協同組合、農業委員会等に寄せられる新規就農の相談について、必要に応じて、農業委員、推進委員が相談支援活動を行う。

#### ② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。